

YouTube チャンネルの QRコードはコチラです⇒ Since 2019.8.30



社労士事務所HIKARIが、中小企業の顧問先から日々ご相談される素朴な内容を、
(1) わかりやすく、(2) 具体的に説明していく目的でオープンしました

【中小企業の働き方改革を応援するチャンネル】です。

求人、採用面接、残業、社会保険、給料、労災など、中小企業を取り巻く様々な
労務問題プラス助成金を取り上げていきますので、よろしくお願ひいたします。



今月のお勧め動画を紹介します！

今月はパワハラ防止法（ハラスメントシリーズ）を

リリースしました！！

詳しくは【裏面】を見てね！！！！

今月のお勧め動画

今月のお勧め動画は「ハラスメントシリーズその4～7」です！

このハラスメントシリーズ、実はまだ完結しておりません。裏面の動画に最低でもあと2本加わる予定です。

では、「ハラスメントシリーズその4～7(最終的には9)」をお勧めする理由は、この6月から施行
されるパワハラ防止法に対して大企業は「雇用管理上の措置」を具体的に設けなければいけません。

この義務は、**中小企業にも**数年後に施行される予定です。

私が調べた限り、「雇用管理上の措置」をここまで詳しく解説している動画はないと自負しており、それが
お勧めする理由です。

パワーハラスメントについては、どのような行為がパワハラなのか？という考え方も大事ですので、その動画
も作成・公開しておりますので、そちらも併せてぜひご視聴下さい。

★チャンネル登録よろしくお願いします！★

チャンネル登録とは？ いわばSNSでいう「いいね！」みたいな意味です。

Twitter でいえば「フォロー」、ブログなんかでは「読者登録」にあたります。

どうしてチャンネル登録を勧めるの？

世界中の何億の人々が利用している YouTube の中から、HIKARIチャンネルの動画を探すという
面倒な手間を省き、不定期更新のHIKARIチャンネルの動画を見るためにお勧めするものです。

**チャンネル登録は
無料
です！！**

YouTube のチャンネル登録はGoogleアカウントにログインすると簡単に出来ます！！

いよいよ施行！パワーハラ防止法とは

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワーハラに当たりません



ハラスメントシリーズ第1回

職場におけるパワーハラスメント 3つの要素

第2回

パワーハラに当たる！
当たらない？

厚労省指針素案で
解説！！

6つの行為類型
(前半編)

パワーハラに当たる！
当たらない？

厚労省指針素案で
解説！！

6つの行為類型
(後半編)

ハラスメントシリーズ
その4

パワーハラ防止法

トッポの
メッセージ
編

啓発を実施する

ハラスメントシリーズ
その5

パワーハラ防止法

ルールを
決める
編

ハラスメントシリーズ
その6

パワーハラ防止法

従業員
アンケート
最強説

ハラスメントシリーズ
その7

パワーハラ
研修で注意する
たった1つの
ポイント

編集後記

昨年8月30日から開始しました
YouTubeチャンネル。
お陰様でチャンネル登録者数が
100人を超えました！
地味な内容の動画でも、コツコツ
と投稿しているとご覧になる方は
増えていくのだなあ・・・と今さら
ですが、「継続は力なり」の言葉を
実感しております。
動画撮影・編集・公開は思ったよ
りも大変ですが、少しでも皆様の
会社の労働環境整備にお役に立て
るよう頑張っております。